

山梨県公共施設等総合管理計画策定業務委託
仕様書

平成26年6月
山梨県知事政策局

1 業務名

山梨県公共施設等総合管理計画策定業務

2 業務目的

山梨県では、平成26年4月22日付けの総務省自治財政局財務調査課長通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(総財務第75号)に則り、公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を策定することとしている。

総合管理計画では、山梨県の公共施設等全体の現況等を把握・整理して分析を行い、地方公共団体として今後どのように管理していくかを方針として示す必要がある。また、同計画では学校や道路といった施設類型の特性を踏まえて、施設類型ごとの管理についても基本的な方針を示すことが求められている。

総合管理計画の策定にあたり、山梨県では今年度に公共施設等の現況・将来見通し・課題を把握・整理して分析を行い、施設全体及び施設類型ごとの管理の基本方針の素案を作成する。これらの作業が終了した段階で全体の整合性を確認の上、総合管理計画の最終化を行う予定としている。

本業務は、山梨県の公共施設等の現況等を把握・整理して分析を行い、施設全体及び施設類型ごとの管理の基本方針の素案を作成することを目的とする。

3 対象施設

山梨県が保有又は管理する公共建築物(庁舎、警察、学校、県営住宅等)及び公共土木施設(道路、河川、公園等)を対象とする。

4 履行期間

契約日から平成27年3月31日

5 履行場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県知事政策局

6 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、山梨県の承認を得ること。

7 業務内容

平成26年4月22日付けの総務省自治財政局財務調査課長通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(総財務第75号)などインフラ老朽化対策に関する国の指針等を参考に、以下の内容を取りまとめる。

(1) 公共施設等の現況・将来見通し・課題の把握・分析

以下の項目をはじめ、山梨県の公共施設等及び山梨県の現状・将来見通し・課題を、客観的に把握・整理して分析を行うこと。

老朽化の状況や利用状況等をはじめとした公共施設等の状況

総人口や年代別人口についての今後の見通し（30年程度）

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

財政収支見込み

公共施設等に係る情報は電子データ等（エクセル形式等）で貸与

なお、公共施設等データ及び現状、将来見通し等についての図表など、容易に時点修正等できる形のソフトを作成（エクセル・アクセス形式）し、電子データで納品すること。

(2) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の素案の作成

基本方針は、(1)での課題等の把握・分析を基に、アセットマネジメントなどの動向や事例を踏まえ、山梨県の公共施設等全体を今後どのように管理していくかについて、更新・統廃合・長寿命化や安全性の確保などの側面から作成し、山梨県と協議の上、承認を得るものとする。

なお、インフラ施設については、各インフラ施設の所管省庁からの技術的助言等を踏まえ、かつ各個別の長寿命化計画等の策定内容を踏まえて、その基本方針を整理するものとする。

計画期間については、10年以上の計画期間として検討すること

全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策を具体的に記載すること

現状や課題に関する山梨県の基本認識を必ず記載すること

今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方について記載するとともに、将来的なまちづくりの視点から、PPPやPFIなどの活用を検討し、具体的な公共施設等の数量に関する目標を記載すること

総合管理計画策定後の進捗状況について評価するなどフォローアップの実施方針について記載すること

また、管理に関する考え方に関しては、以下の事項にも触れるものとする。

- ・点検、診断等の実施方針
- ・維持管理、修繕、更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・統合や廃止の推進方針
- ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(3) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の素案の作成

本県が指定した施設類型ごとの現状・課題を把握・整理し、(1) および (2) の結果を踏まえて分析すること。

そして、今後どのように管理していくかを、アセットマネジメントなどの動向や事例を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化や安全性の確保などの側面から作成し、山梨県と協議のうえ、承認を得るものとする。

なお、対象施設類型は、公共建築物（庁舎、警察、学校、県営住宅等）から1施設類型以上、公共土木施設（道路、河川、公園等）から1施設類型以上を抽出し、特定の施設類型に限定した素案を作成し、次年度にその他の施設類型に展開・適用することを想定した提案でも可とする。ただし、その場合には、次年度の作業に活用できるよう、施設類型ごとの基本方針の策定基準や手引を作成すること。

8 提出報告書

(1) 内容 「公共施設等総合管理計画策定業務」の報告書を作成する。

(2) 部数 2部（別途、電子データ（CD-ROM：正・副各1枚）で提出すること。）

(3) 必要な資料等については随時提出すること。

9 業務条件

(1) 本県の条例、規則等を遵守し、本県の立場に立ち業務の遂行にあたること。

(2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、本県の承諾を得ること。

(3) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、本県が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受注者に無償で貸与するものとするが、業務完了後には速やかに返却すること。

(4) 目的物の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本県に報告し、応急措置を加えた後、書面により山梨県知事政策局に報告を行うこと。

(5) 本業務は、機密性の高い情報を取り扱う場合があるため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及びプライバシーマークの認定を受けた管理手法により情報セキュリティの確保を行うこと。

(6) 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。

(7) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本県に帰属するものとする。

(8) 本業務について、山梨県側の作業と受注者側の作業を明確にすること。

(9) 打ち合わせは、基本的に1月に1回の頻度で実施するが、協議の上、県が必要と

判断した場合は随時実施すること。

- (10) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (11) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、山梨県知事政策局と受注者において、別途協議の上、対応するものとし、議事録を作成し提出すること。